

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：インターネット異性紹介事業者の営業停止事由となる罪の追加

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局人身安全・少年課

評価実施時期：令和7年4月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）

i

（該当理由）

- 本規制の拡充による新たな遵守費用・行政費用は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2—①） ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2—①）

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。）が改正されることを踏まえ、改正後の風営適正化法において新たに追加される禁止行為に係る罪をインターネット異性紹介事業の営業停止事由となる罪として追加する措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ いわゆるホストクラブにおいて遊興又は飲食をした女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、ホストやホストクラブ経営者から、その支払のために売春することや性風俗店で稼働すること等を要求される事案が発生し、社会問題化していることを踏まえ、風営適正化法が改正され、次の行為が新たな禁止行為として追加される。
 - ① 接待飲食営業を営む者が、その営業に関し、次に掲げる行為を行うこと。
 - 客に注文等をさせ、又は当該営業に係る料金の支払その他の財産上の給付若しくは財産の預託若しくはこれらに充てるために行われた金銭の借入れ（これと同様の経済的性質を有するものを含む。）に係る債務の弁済（以下「料金の支払等」という。）をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させること。
 - 客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が次に掲げる行為により金銭その他の財産を得ることを要求すること。
 - (1) 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）その他の法令に違反する行為をすること。
 - (2) 対価を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交類似行為等（性交類似行為をし、又は他人の性的好奇心を満たす目的で、当該他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは当該他人に自己の性器等を触らせることをいう。）をすること。
 - (3) 異性の客に接触する役務を提供する営業（以下「接触役務提供型性風俗特殊営業」という。）において異性の客に接触する役務を提供する業務に従事すること。
 - (4) 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和 4 年法律第 78 号）第 2 条第 3 項に規定する性行為映像制作物への出演をすること。
 - (5) 外国において売春をすること。
 - ② 接触役務提供型性風俗特殊営業を営む者が、異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭その他の財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること。
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号。以下「法律」という。）第 14 条において、インターネット異性紹介事業者がその行う事業に関し、児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が営業の停止を命ずることができることとされており、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成 20 年政令 346 号。以下「政令」という。）第 1 条において、当該児童の健全な育成に障害を及ぼす罪が規定されている。
- ・ 風営適正化法の改正により追加される上記禁止行為のうち児童に係るものを政令において新たに児童の健全な育成に障害を及ぼす罪として追加しなければ、当該行為を行った悪質なインターネット異性紹介事業者を排除することができず、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪が行われるおそれがある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 上記課題を解消・予防するため、政令を改正し、風営適正化法の改正により追加された上記禁止行為のうち児童に係るものを政令において新たに児童の健全な育成に障害を及ぼす罪として追加することとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ インターネット異性紹介事業者がその事業に関し風営適正化法の改正により追加される上記禁止行為のうち児童に係るものを行った場合、公安委員会が営業の停止を命ずることが可能となることで、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪が未然に防止され、法律の目的である児童の保護及び児童の健全な育成に資することが期待される。
- ・ なお、これらの効果については、風営適正化法及び政令の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、公安委員会が営業停止処分を行った件数を把握することにより、定量化することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 本改正により、新たな遵守費用は発生しない。

＜行政費用＞

- ・ 本改正により、新たな行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☒遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている

☐その他

（具体の理由： ）

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。